税務相談室

所　得　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　先日、友人から「小規模企業共済に加入するとよい、掛金は全額控除してもらえる」と聞きましたが、本当ですか。

回　答　独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済契約による掛金は、全額所得控除できます。

小規模企業共済等掛金とは、納税者が独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済契約に基づいて支払う掛金および地方公共団体が精神や身体に障害のある者に関して行う心身障害扶養共済制度に基づく掛金をいい、納税者がそれらの掛金を支払った場合に、その金額をその者の、その支払った年の総所得金額、分離の土地等に係る事業所得等の金額（平成10年１月１日から令和８年３月31日までの間については適用されません。）、分離の短期譲渡所得の金額（特別控除後）、分離の長期譲渡所得の金額（特別控除後）、上場株式等に係る配当所得等の金額および譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する制度のことを小規模企業共済等掛金控除といいます。

なお、小規模企業共済契約を任意に解除したことにより支給される解約手当金は、契約が解除された日における共済契約者の年齢が65歳以上である場合には退職所得、65歳未満である場合には、一時所得として課税することとされています。

また、令和８年分以後の確定申告書を令和９年１月１日以後に提出する場合、小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける者は、現行の控除証明書の添付または提示に代えて、その控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることになりました。この場合において、税務署は、確定申告期限等から５年間、その控除証明書の提示または提出を求めることができることとし、その求めがあったときは、その適用を受ける者は、その控除証明書の提示または提出をしなければなりません。

電子メールによる会員への情報提供について
－メールアドレスの登録－

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：**add@m.doui.jp**